



# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

27 December 2018

## Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 29

### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 29 となる本号では、平成 31 年税制改正大綱についての解説、アラブ首長国連邦の海外直接投資法制定、台湾会社法及びベトナム証券法についての、最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### I. 日本

- [平成 31 年税制改正大綱](#)
  1. [過大支払利子税制の改正](#)
  2. [適格株式交換の要件緩和](#)
  3. [外国子会社合算税制に関する改正](#)
  4. [移転価格税制の改正](#)

#### II. アジア

- [台湾：台湾会社法の制定](#)
- [ベトナム：公開会社への投資に関する証券法草案の公表](#)

#### III. 中近東

- [アラブ首長国連邦：海外直接投資法制定](#)

# I. 日本

## 平成 31 年税制改正大綱

2018 年 12 月 14 日、与党から平成 31 年度税制改正大綱が公表され、2018 年 12 月 21 日に閣議決定された。平成 31 年度税制改正大綱に盛り込まれた改正項目のうち、多国籍企業に影響が大きいと考えられる項目について解説する。

### 1. 過大支払利子税制の改正

BEPS 行動 4 最終報告を受け、税制調査会に提出された財務省作成資料を見ても平成 30 年度税制改正から検討がなされていたと考えられる過大支払利子税制の見直しが平成 31 年度税制改正大綱に盛り込まれた。

#### (1) 対象となる支払利子等の範囲

現行法では関連者に対する純支払利子等（関連者が第三者を通じた資金供与をしたと認められる場合、関連者が第三者に債務保証する資金供与を含む）で、受領者側で日本の課税対象所得とならないものが適用対象となる支払利子等となっている。この範囲が拡大され、日本の課税対象所得とならない関連者以外の者に対して支払われる利息等についても適用対象に含まれることになる。実務において、日本の課税対象所得に含まれる利子についても適用対象になるのではないかという懸念もあったものの、引き続き制限対象外になったことから本改正の影響度合いは緩和されたと考えられる。

国外関連者に対する支払利子は現行法でも制限対象になっていること、そして国外の金融機関から日本企業への貸付は日本の銀行法の問題等により通常は行われていないと考えられることから、本改正によって新たに含まれることとなる支払利子等は、(i)日本企業が海外投資家向けに発行する債券の利子（民間国外債の利子等）、(ii)日本企業がその外国支店において非関連者に対して支払う利子等、と考えられる。

#### 債券の利子の特例

本改正では非居住者・外国法人に支払われる債券の利子で日本の源泉徴収の対象になっていないものについて以下の特例が設けられる。

- (A) 国内で発行された債券（租特法第 5 条の 3 の振替社債等）：その利子の 95%相当額が制限対象外
- (B) 国外で発行された債券（租特法第 6 条第 4 項の民間国外債又は同条第 8 項の特定民間国外債）：その利子の 25%相当額

#### (2) 調整所得金額

現行法では損金不算入額の対象となる調整所得金額は、法人税法第 23 条（受取配当等の益金不算入）及び第 23 条の 2（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）を加算した金額とされているが、本改正ではこれらの金額を除外することとなった。また、匿名組合契約の営業者の調整所得金額の計算について所要の措置を講ずることとされた。これは、匿名組合契約の組合員に所得の大部分が分配され、営業者の課税所得が少ないにもかかわらず、過大支払利子税制の適用によって営業者において課税所得が生じることを手当てするものと考えられる。

#### (3) 損金不算入額

現行法の「調整所得金額の 50%」の損金算入枠が、「調整対象金額の 20%」に引き下げられる。また、少額免除の 1,000 万円基準は 2,000 万円に引き上げられる。他方、現行法における対象支払利子等の合計額が総支払利子の 50%以下である場合の適用除外は廃止されることになる。

#### (4) 適用時期

本改正は2020年4月1日以降に開始する事業年度から適用される。既に発行されている債券の利子に関する適用時期の特例に言及がなく、既発行の債券の利子についても2020年4月1日以降に開始する事業年度から制限対象になると考えられる。

[最初のページに戻る](#)

## 2. 適格株式交換の要件緩和（完全子会社化後のSPVの買収対象会社との逆さ合併が税制適格へ）

現行の法人税法においては、「株式交換等」の定義には株式交換に加えて、(a)全部取得条項付株式に係る取得決議により最大株主等以外の全ての株主に端株のみが交付される場合、(b)株式の併合で最大株主等以外の全ての株主が有する株式が端株となるもので、最大株主と対象法人との間で最大株主による完全支配関係を有することになる場合、及び(c)株式売渡請求により、対象法人の一の株主によって他の株主が有する株式が取得されるもので、当該一の株主と対象法人との間で当該一の株主による完全支配関係を有することとなる場合が含まれる（法人税法第2条十二の十六号）。

これら(a)ないし(c)は、所謂スクイズアウトの手段として用いられる行為であり、企業買収の際に頻繁に参照されるスキームであるといえる。このようなスクイズアウト取引が株式交換等の定義に含まれる方法によって実行される場合、通常、当該スクイズアウトの実行前において株式交換等完全親法人（最大株主又は株式売渡請求により株式を取得する法人）と株式交換等完全子法人との間には支配関係が存在することが一般的である。かかるスクイズアウト取引が「適格株式交換等」（法人税法第2条十二の十七号）として取り扱われるためには、スクイズアウト後に株式交換等完全親法人と株式交換等完全子法人との間の支配関係が継続することが見込まれている必要があるところ、株式交換等完全親法人を被合併法人とする適格合併が行われる場合には、当該適格合併後に、当該適格合併に係る合併法人と株式交換等完全子法人との間に当該適格合併に係る合併法人による完全支配関係が継続することが要件とされる。したがって、例えば、SPVが公開買付者となる公開買付後に株式交換等に該当するスクイズアウトが行われた場合、SPVが被買収企業と逆さ合併することが見込まれている場合には、株式継続保有要件を充足せずに適格株式交換等に該当しないスクイズアウトとされ、被買収企業が有する時価評価資産の含み益相当額が益金算入されてしまうことになる。

本改正では上記の支配関係の継続要件を緩和し、スクイズアウト後に適格の逆さ合併が見込まれている場合においても、当該逆さ合併の直前までに支配関係が継続することが見込まれていれば、適格株式交換等に該当することになる。

[最初のページに戻る](#)

## 3. 外国子会社合算税制に関する改正

今般の税制改正では外国子会社合算税制についても改正が加えられることとなっているが、エンティティ・アプローチの廃止のような抜本的な改正が加えられることはなく、その仕上がりは予想されていたものよりかなり範囲・程度が限られたものとなっている。以下では特に重要と思われる改正内容についてコメントする。

### (1) 特定外国関係会社

#### (A) 除外類型の追加

現状、租税負担割合が20%以上であっても会社単位の合算課税の適用対象となる特定外国関係会社（措法第66条の6第2項二号）の類型としては①ペーパーカンパニー類型、②事実上のキャッシュボックス類型、③ブラックリスト国所在類型の3つが存在する。このうち、①のペーパーカンパニー類型はいわゆる実体基準及び管理支配基準の双方を満たさない外国関係会社を指すが、今般の改正によって、①の類型に該当しないこととされる3つの除外類型が追加されることとなった。これは、特に2018年1月1日から法人税率が30%未満となった米国における事業展開を念頭に置いていると考えられる。複数の事業や複数のブランドを展開している場合や現地法制度の要請等により、本邦多国籍企業が同一の国で複数の子会社を有しているケースは少なくないところ、このような場合にあっては、事業の意思決定や管理、オフィススペース、役員・従業員のペイロール等を一元化することで効率性を高めようとする傾向が見られる。このような場合、その国に存在する子会社全体で考えれば実体基準又は／及び管理支配基準は問題なく充足するにも関わらず、個々の子会社ごとに判断した場合にペーパーカンパニーに該当する可能性が生じるという問題に対処する措置と考えられる。

(a) 持株会社

次の外国関係会社については特定外国関係会社該当性が否定される。

I: 「子会社」（その外国関係会社の本店所在地国と同一の国に所在する外国法人で、当該外国関係会社による持分割合が25%以上等の要件に該当するものであるもの）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その資産の額の95%超が子会社の株式等及び一定の現預金等の資産の額であり、かつ、その収入の額の95%超が子会社からの配当等の額及び一定の預金利子の額であるもの

II: 「特定子会社」（その外国関係会社の本店所在地国と同一の国に所在する経済活動基準を満たす他の外国関係会社又管理支配会社に係る他の被管理支配会社）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地国と同一国に所在する「管理支配会社」（経済活動基準を満たす外国関係会社で、その本店所在地国においてその役員又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているもの）によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、当該管理支配会社が当該同一国において行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たすこと、その資産の額の95%超が特定子会社の株式等及び一定の現預金等の資産の額であること、その収入の額の95%超が特定子会社からの配当等の額、特定子会社の株式等の一定の譲渡対価の額及び一定の預金利子の額であること等の全てに該当するもの

(b) 不動産保有等プロジェクトに係る外国関係会社

(c) 資源開発等プロジェクトに係る外国関係会社

その他、(b)(c)に関しては上記(a)のホールディングカンパニーに関する除外要件と同様の要件のもと、不動産保有に関する会社及び石油・天然ガス等の資源開発等プロジェクトに関する会社に関する除外要件が設けられている。いずれも「本店所在地国と同一国」が主たる要件となっている。

(B) 保険委託者特例

従前の保険委託者特例につき、親会社である内国法人の範囲が保険業を主たる事業とするものに加え、保険持株会社まで上げられることになった。

(C) キャッシュボックス類型の追加

上記②の事実上のキャッシュボックス類型について、以下の保険収入を得る外国関係会社が追加されることとなった。

- (a) 当該事業年度における非関連者等からの一定の収入保険料（「特定収入保険料」）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が10%未満である外国関係会社
- (b) 当該事業年度における収入保険料（特定収入保険料を除く。）に係る非関連者等に対する一定の支払再保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が50%未満である外国関連会社

タックスヘイブンに内国法人グループのキャプティブ保険会社を置いた上でその支払保険料を損金算入するというスキームに対する防止措置として、一定のキャプティブ保険会社を会社単位の合算課税の適用対象に含める目的の新設規定であると考えられる。(b)の類型は、自らが引き受けた関連グループのリスクについて、一定の割合を超えて第三者に出再せず自らがリスクを引き受ける場合に当該保険会社が事実上のキャッシュボックス化することを踏まえた類型であると思われる。

### 実務的な影響

本邦の多国籍企業が外国企業を買収するなどして海外において持株会社を有することとなった場合に外国子会社合算税制の適用対象となってしまうことが実務上重要な問題として生じている中、上記の除外類型は一定の持株会社に対する外国子会社合算税制の適用を除外する狙いのもとに新設されたものであると思われる。しかし、上記で見たとおりその要件はなお厳しいと考えられる（I・IIいずれでも95%の資産・収入要件が求められ、またIIでは管理支配会社が同一国内に所在しており、かつ当該国における事業の遂行上欠くことのできない機能を有している必要がある。）。また、傘下子会社の持分割合が25%以上である持株会社は、現行法においてもその傘下子会社からの配当金は適用対象金額から除外されているため（措法令第39条の15第1項四号、第2項十七号）、今般の改正によって救済が受けられる範囲は限定的となる可能性がある。また、上記のI及びIIの大きな違いの一つとしては、IIでは「95%基準」に特定子会社の株式の譲渡収入が含まれていることにあるが、一般的には第三者に対する譲渡以外のグループ内再編や買収後再編（PMI）において現地で譲渡益課税を受ける方法で特定子会社の株式を移転することはなく、IIで特定子会社の株式の譲渡収入が生じるケースでは租税負担割合が20%未満となり、本改正でペーパーカンパニー類型から除外されても、経済活動基準を満たさない（部分合算の対象になる）という結果になることも想定される。

さらに、上記(A)の除外類型は、所謂上記①ペーパーカンパニー類型（実体基準又は管理支配基準のいずれも満たさない外国関係会社）の判定に関する類型に留まっており、租税負担割合が20%未満となる場合に関係する措法第66条の6第2項三号の経済活動基準には適用されない。従って、そのような場合において全体で見れば現地国で事業の管理支配が完結しているものの、個々の子会社で見れば疑義の生じるケースに対する課税関係は現行法どおりとなる。

#### (2) 非関連者基準

一定の再保険に係る収入保険料について関連者からの収入該当性から除外する旨の措置が設けられることとされている。

#### (3) 会社単位の合算課税の適用を受ける場合の適用対象金額

いわゆる現地法令基準を用いて適用対象金額を計算する場合、本店所在地国の規定から連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を除いて計算した金額を基準とすることとされている。これは現行法においても実務

では一般的な解釈であったものを明確化するものと考えられる。もっとも、理論上はともかく、実務上そもそも実際にそのような計算が可能であるのか疑義がないわけではない。現行法でも同様ではあるが、適用対象金額の計算、すなわち日本の法人税法上の課税所得の算定において、外国税法を適用する、適切に解釈するというには大きな困難が伴うと考えられる。また、特に米国では各子会社の単体決算書が作成されていないこともあり、事務負担が発生することが想定される。

#### (4) 適用免除基準における租税負担割合

適用免除基準における租税負担割合を計算する上での所得の金額及び外国法人税についても、上記(3)同様、本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額の計算上、連結納税及びパススルーに関する規定を除いて計算が行われることとされている。上記(3)と同様に、この改正によって、現行法下で一般的な解釈が明確化されることになる。

なお、外国法人税の額については、その本店所在地国が無税国又は一定の免税国であり、かつ、その本店所在地国以外の国において当該本店所在地国以外の国の法人として課税を受ける一定の外国関係会社にあつては、当該本店所在地国以外の国における外国法人税の額が参照される。

#### (5) 部分合算課税を受ける場合の部分適用対象金額

部分合算課税の対象となる特定所得について、前述同様保険業に関する新たな類型が追加され、大要、支払再保険料額から収入保険料額を控除した額から、支払保険金額から収入再保険金額を控除した額が特定所得の額とされることとされている。

#### (6) 二重課税調整措置

前述のとおり、合算課税の対象となる場合において、その計算上、連結納税等を適用している外国関係会社であってもいわばスタンドアロンとして計算すべきこととされたことの対応措置として、当該合算課税を受ける場合に控除される外国法人税額の計算上も当該外国関係会社の本店所在地国における法令の規定から連結納税及びスタンドアロンに関する規定を除いて計算を行うべきこととされている。

#### (7) 適用時期

上記の改正は、(1)(C)及び(5)を除き、平成 31 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から適用される。つまり、3 月末決算法人に対する適用がもっとも遅くなることになる。他方、上記(1)(C)及び(5)の改正は、平成 31 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用される。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 移転価格税制の改正（DCF 法及び所得相応性基準の導入）

2017 年 7 月に OECD 移転価格ガイドライン（以下、「OECD ガイドライン」）が改訂されたことを受けて以下の見直しが行われることとなった。いずれの改正についても、この大綱の文言だけではどのような改正となるか不明確な部分が多く、今後の改正税法法案やその後の通達の内容を注視していく必要がある。なお、下記の改正は、2020 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税において適用されることとなる。

#### (1) 無形資産の定義の明確化

平成 28 年 4 月 1 日以後に開始される事業年度における無形資産の定義は、措置法関係通達 66 の 4(3)-3 において「法人税法施行令第 183 条第 3 項第 1 号



イからハまでに掲げるものの<sup>1</sup>ほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。以下同じ。」と定義されていたが、「法人が有する資産のうち、有形資産及び金融資産（現金、預貯金、有価証券等）以外の資産で、独立の事業者の間で譲渡・貸付け等が行われるとした場合に対価の支払いが行われるもの」に変更される。現行の通達では、商標、商号といったマーケティング無形資産が含まれるのかが不明確であったが、この改正により本邦での取り扱いも OECD ガイドラインと整合性のとれたものとなる。

## (2) 移転価格算定方法にディスカウント・キャッシュ・フロー法を追加

OECD 移転価格ガイドラインにおいて比較対象取引が存在しない無形資産取引等に対する移転価格算定方法としてディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」）が追加される。これに伴い、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の提出等がない場合の推定課税における移転価格算定方法に、国税当局の当該職員が国外関連取引の時に知り得る状態にあった情報を基にして DCF 法により算定した金額を独立企業間価格とする方法が追加されることとなった。

OECD ガイドラインでは、「無形資産移転取引」に対して、信頼し得る比較対象取引が把握できない場合において、DCF 法が使用される場合があることを想定している。しかしながら、大綱の記載文言だけでは権利の移転のみを対象とするのか、その他のライセンス等を含めた無形資産取引全体が対象となるのか釈然としないが、OECD の流れを受けて導入されることを踏まえると移転取引に限定されるのではないかと推測される。また OECD ガイドラインでは「第 2 章で述べた 5 つの OECD 移転価格算定手法のいずれかの一形態として、又は独立企業間価格の算定に使用され得る手段として、納税者及び税務当局に使用される場合がある。」<sup>2</sup>と記載されており、既存の 5 つの方法とは明らかに異なる位置付けとなっている。DCF 法が租税特別措置法ないしはその政令に導入されるのか、それとも通達に留まるのかについて注視する必要がある。

なお、DCF 法を適用して無形資産の独立企業価格を算定する比較的わかりやすい例としては、ライセンス取引に対して取引単位営業利益法を適用している事例と同様に、無形資産を有さない比較対象取引の営業利益率により無形資産の譲受人の機能に見合う通常の利益を計算し、これを超える残余利益を譲渡対象となる無形資産から生じる利益として、将来予測損益の残余利益の現在価値を無形資産の現在価値として間接的に独立企業間価格とする方法になるのではないかと想定される。しかしながら、実際の適用場面においては、①リスクの評価が非常に難しい場面が想定される中で当該キャッシュ・フローに適用する割引率をどのように設定するのか、②製造業等のスタートアップ期間に多くの設備投資が必要な産業において、比較対象取引と検証対象取引のキャッシュ・フローの比較可能性をどのように担保するのか、③無形資産の経済的な耐用年数をどのように見積もるか、④取得無形資産に係る償却費をどのように考慮するか、⑤安価な労働力によってもたらされる利益といったものをどのように計算するか、といった様々な問題がある。これまで、無形資産の評価方法としては、財産評価基本通達の営業権の評価を援用する方法を用いているケースも実務上見受けられた。DCF 法の適用は、これらの方法と比べて画一的・安定的な計算方法ではないため、一層の明確化が期待されるところである。

## (3) 評価困難な無形資産に係る価格調整措置の導入

<sup>1</sup> 具体的には「イ.工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの、ロ.著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）、ハ.法人税法施行令第 13 条第 8 号イ～ツまで（営業権やソフトウェア等の減価償却資産である無形固定資産）が対象であった。

<sup>2</sup> 2017 OECD ガイドライン パラグラフ 6.153

特定無形資産（下記(A)を参照）に係る取引の独立企業間価格の算定の基礎となる予測と結果が相違した場合には、税務署長が、当該無形資産取引に係る結果及びその相違の原因となった事由の発生の可能性を勘案して、当該特定無形資産取引に係る最適な価格算定方法により算定した金額を独立企業間価格とみなして更正等を行うことができることとなった。ただし、これにより算定した独立企業間価格と当初取引価格との相違が20%を超えていない場合は、この価格調整措置の適用は無い。さらに、下記(B)の通り、特定免除要件も定められている。

(A) 特定無形資産の定義

特定無形資産とは下記に掲げる要件のすべてを満たす無形資産をいう。

- (a) 独自性があり重要な価値を有するものであること。
- (b) 予測収益等の額を基礎として独立企業間価格を算定するものであること。
- (c) 独立企業間価格の算定の基礎となる予測が不確実であると認められるものであること。

(B) 特定免除要件

国税当局の当該職員が下記(a)又は(b)に掲げる書類の提出等を求めた日から一定期間以内に法人からその書類の提出等があった場合には、当該価格調整措置は適用されない。

- (a) 次に掲げる書類
  - ・ 特定無形資産取引に係る独立企業間価格の算定の基礎となる予測の詳細を記載した書類
  - ・ 当該予測と結果が相違する原因となった事由が災害その他これに類するものであり取引時においてその発生を予測することが困難であったこと、又は取引時において当該事由の発生の可能性を適切に勘案して独立企業間価格を算定していたことを証する書類
- (b) 特定無形資産の使用により生ずる非関連者収入が最初に生じた日を含む事業年度の開始の日から5年を経過する日までの間の予測収益等の額と実際収益等の額との相違が20%を超えていないことを証する書類

注) 法人から上記(b)に掲げる書類の提出等があった場合には、当該価格調整措置はその経過する日後は適用しない。

基本的に OECD ガイドラインと整合性のとれた改正であるが、特定無形資産の定義が OECD ガイドラインの「信頼できる比較対象取引が存在しない」から「独自性があり重要な価値を有するものであること」に変更され、特定免除要件の予測と結果が相違する原因となった事由が「価格設定後に生じた予見不可能な進展又は事象であって、取引時点では関連者が予想することはできなかったもの」から「災害その他これに類するもの」へと変更されており、これらの変更が納税者に不利益を生じさせる可能性も否定できない。上記の DCF 法の改正と同様に、この価格調整措置が、特定無形資産に係る権利の移転のみを対象とするのか、その他のライセンス等を含めた特定無形資産取引全体を対象となるのかといった点も、今後の改正税法法案やその後の通達の内容を注視していく必要がある。



#### (4) 移転価格税制に係る更正期間等の延長

移転価格税制に係る法人税の更正期間及び更正の請求期間等が、現行の6年から7年に延長されることとなった。

#### (5) 差異調整方法の整備

比較対象取引の利益率を参照する移転価格算定方法（原価基準法、再販売価格基準法、取引単位営業利益法等）に係る差異調整について、定量的に把握することが困難な差異があるために必要な調整を加えることができない場合には、四分位法に基づく方法により差異調整を行うことができることとなった。

そもそも、移転価格税制上の調整の対象となる差異に関しては、「比較対象取引候補として選定された非関連者間取引について、比較対象取引としての合理性を確保するために行われるものであるから、調整の対象となる差異は、「対価の額の差」を生じさせ得るものすべてを含むものとは解すべきでなく、対価の額に影響を及ぼすことが客観的に明らかであるものに限られるものというべきである。」という判断が高松高裁平成18年10月13日判決（最高裁平成19年4月10日決定（上告棄却）で確定）で示されている。

この差異調整方法の整備と題するこの大綱の趣旨は釈然としないが、仮に対価の額（率）に影響を及ぼすことが客観的に明らかな差異の存在が認められる（調整を加える必要がある）場面において、定量的に把握することが困難な差異であるために必要な調整を加えることができないことを条件として、四分位法に基づく方法により絞り込みを行うことで、差異調整を行うことができる（差異調整が行われたとみなす）とする趣旨の改正であるとするならば、比較可能性を厳格に捉えてきたこれまでの判例や実務と大きく乖離することとなり、納税者並びに課税当局の双方に大きな影響を及ぼすことになると考えられる。

この大綱の趣旨がOECDガイドラインの3.57<sup>3</sup>で示されている通り、情報上の制約の下で、特定又は定量化できずそれゆえ調整することもできない一定の比較可能性の欠陥（差異）が残っていた場合に、四分位法に代表される統計的手法を用いて、幅を狭めることで信頼性が向上する可能性があり、措置法通達66の4(3) - 4<sup>4</sup>で示されている独立企業間価格幅において四分位レンジの使用を認めるという改正であったとしても、それら比較可能性に欠陥が残っている企業を比較対象取引に加えることによってレンジが変動することとなったり、移転価格課税の適用が無い「幅」の概念がフルレンジより狭く取り扱われることとなるため、納税者にとっては不利な改正となる可能性がある。

[最初のページに戻る](#)

<sup>3</sup> OECDガイドライン 3.57「比較可能性の程度が劣るポイントを除外するためにあらゆる努力を行ったとしても、それによって得られるものは、比較対象の選定に使用されたプロセス及び比較対象につき利用可能な情報の制約の下で、特定又は定量化できずそれゆえ調整することもできない一定の比較可能性の欠陥が残っていると考えられる数値の幅という場合もあるかもしれない。そのような場合、数値の幅の内かなりの数値が含まれているのであれば、統計的手法を用いて、中心傾向に沿って幅を狭めると（例えば、四分位幅やその他の百分位値）、分析の信頼性の向上に役立つかもしれない。」

<sup>4</sup> 措置法通達66の4(3)-4 国外関連取引に係る比較対象取引が複数存在し、独立企業間価格が一定の幅を形成している場合において、当該幅の中に当該国外関連取引の対価の額があるときは、当該国外関連取引については措置法第66条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。

## II. アジア

### 台湾

#### 台湾会社法の制定

2018年8月1日に台湾会社法の改正案が公表された。当該改正は、会社設立及び統治の柔軟性を高めるとともに、少数株主の権利保護を目的とする。改正法は、2018年11月1日に施行された。

##### 1. 全般的な改正事項

###### (1) 監査の義務化

改正前は、3,000万台湾ドル以上の資本金を有する会社の財務諸表は、公認会計士の監査を受けなければならないとされていた。改正法の下では、関連当局は、監査が必要となる基準について更に規則を定めることが予定されている。

###### (2) 年次届出

改正前は、登記事項に関する年次届出は義務付けられていなかった。改正法の下では、取締役、支配人又発行済株式総数の10%超の株式を保有する株主の情報について毎年届け出なければならないとされる（また、これらの者の変更があった場合、15日以内に届け出なければならないとされる。）。届け出た情報は、一般には公開されないとされている。

###### (3) 支配人の居住者要件の撤廃

改正前は、支配人は、台湾居住者であることが求められていた。改正法の下では、監査役は原則として居住者であることが求められるものの、台湾に居住しない者も支配人に就任することができることとなった。

###### (4) 配当の柔軟化

改正法においては、定款に定めることにより、半期又は四半期ごとに剰余金の配当を行うことができることとなる。

##### 2. 有限会社に関する改正

###### (1) 議決権の算定ベース

従来議決権数は頭数で算定されていたが、改正法の下では、定款に定めることにより出資額を基準に算定することが可能となる。

###### (2) 可決要件の変更

改正前は、株式譲渡には他の株主の過半数の賛成が必要であり、減資、組織変更、定款変更及び解散には全会一致による賛成が必要とされていた。改正法の下では、株式譲渡には他の株主の（頭数ではなく）議決権の過半数の賛成、減資及び組織変更には全株主による議決権の過半数の賛成、定款変更及び解散には議決権の3分の2超の賛成がそれぞれ必要とされる。

##### 3. 株式会社に関する改正

###### (1) 役員構成—取締役及び監査役の必要員数の緩和

従来は取締役3名及び監査役1名が必要とされていたものの、改正法により、非公開会社の役員の必要員数は取締役1名及び監査役1名に緩和された。なお、株主が1名である会社については、員数の要件の定めは適用されない。

## (2) 額面株式

改正前は額面株式が必須とされていたが、改正により、無額面株式も発行可能となった（但し、額面株式及び無額面株式の双方を発行することはできない。）。

## (3) 発起人による株式譲渡の制限緩和

改正前は会社設立後 1 年間は発起人による株式譲渡が制限されていたが、改正により、当該制限は撤廃されることとなった。

## (4) 株主総会招集通知事項の変更

改正前は株主総会招集通知に記載されることが求められ臨時提案による決議が認められない事項は限られていたところ、改正法では、株主・監査役の選解任、定款変更、減資、会社の非公開化、取締役の競業禁止義務の解除、利益剰余金・資本準備金の資本組入れ、解散、合併、分割又は重要な資産・事業の譲渡・譲受について議題とするときは株主総会招集通知に記載しなければならないこととされた。

## (5) 株主総会の開催方法

改正前は、株主総会は会場に株主が臨場しない方式では開催できなかったものの、改正により、定款で定めることにより、ビデオ会議方式による開催が認められることとなった。

## (6) 役員保険

従来は明文の規定がなかったところ、改正法では、会社は取締役の職務執行に関する保険（いわゆる D&O 保険）に加入することができる旨が定められた。保険金額、付保範囲、保険料については取締役会に対して報告しなければならないとされている。

## (7) 取締役の取締役会招集権

従来、議長以外の取締役は取締役会を招集できなかった。改正法では、取締役会の過半数が書面で招集を請求してから 15 日以内に議長が取締役会を招集しない場合、当該取締役が取締役会を招集できる旨を定めている。

## (8) 取締役会の開催方法

非公開会社の取締役会招集期間が 7 日間から 3 日間に短縮された。また、非公開会社の取締役会決議を書面で行うことも認められることとなった。

## (9) 利害関係人の開示

改正前は、取締役会決議事項に取締役個人が利害関係を有する場合には、一定の事項を開示しなければならないものとされていた。改正法により、当該開示義務の対象となる事項が拡張され、取締役の配偶者若しくは二親等以内の親族、取締役を支配し若しくは取締役が支配する会社が取締役会決議事項に利害関係を有する場合にも開示義務が生じることとされた。

## 4. 公開会社及び複数の株主が存在する非公開会社に関する改正

### (1) 株主の株主総会招集権

3 か月を超えて合計で過半数の株式を保有する単独又は複数の株主は、株主総会を招集することができることとなる。

### (2) 従業員のインセンティブプランの拡張

従来、会社は、従業員のインセンティブプランとして、自社の従業員に対し自己株式等の発行を行うことができた。改正法では、親会社及び子会社の従業員も発行対象に加えることができるよう改正がなされている。

## ベトナム

### 公開会社への投資に関する証券法草案の公表

ベトナム財務省は、金融市場の発展に合わせて証券市場の法的枠組みを改善することを目指し、新たな証券法の草案第2版を公表しパブリックコメントを募集した。同草案における主要なポイントは以下のとおりとなっている。

#### 1. 公開会社の外資保有割合上限

現行法では、外国投資家に対する投資条件が課されており、かつ、具体的な外資保有割合上限が法令で定められていない事業分野に属する事業を営む公開会社については、外資保有割合上限は議決権基準で49%に設定されている。

草案では、証券市場への外国投資をさらに呼び込むため、ベトナムが加盟する国際条約又はベトナム法において外資保有割合上限が明確に定められていない限り、公開会社には外資保有割合規制は適用されないことが定められた。また、外資保有割合上限は議決権基準で計算すると定められており、対象となる公開会社の定款で規制されていない限り、外国投資家は無議決権株式（配当優先株など）については外資保有割合上限の規制が課されることなく自由に投資することが可能とされた。

#### 2. 公開会社の該当基準

現行法でも、公開会社に該当する場合には、国家証券委員会に公開会社として登録を行う必要があるが、草案では公開会社に該当する基準が下記のとおり改正され、下記(1)については現行法よりも定款資本金額がより大きい会社や複雑な株主構成の会社が対象とされた。

- (1) 定款資本金 300 億ベトナムドン以上を有し、かつ、定款資本の少なくとも 20%が 100 名以上の株主に保有されており、そのいずれの株主も議決権株式の 1%以上を保有しない場合
- (2) 法令に従って公募を実施したことがある場合

#### 3. 株式の公募及び私募に関する新たな条件

草案では、公開会社による株式公募に関して、新規公開（IPO）の場合とその後の公募を区別してそれぞれにつき、定款資本金額、財務状況その他各種条件を定めている。

また、私募については、参加できる投資家はプロ投資家及び戦略的投資家に限定されている。ただ、戦略的投資家の定義は定められていない。現行法では、私募で発行された株式については、引受人の属性に関わらず引受完了後1年間の譲渡禁止（ロックアップ）が課されているが、草案では、戦略的投資家については3年間及びプロ投資家については1年間の譲渡禁止が課されている。

#### 4. 公開買付義務が生じる場合

草案では、公開会社の株式取得にあたり公開買付義務が生じる場合につき、以下のとおり定めている。



- (1) 組織又は個人及びそれらの関係者が、その公開会社の直接又は間接の議決権保有割合合計が 25%以上となる株式の取得をしようとする場合（関係者の保有する株式も 25%の計算に含まれるよう改正された。）
- (2) 合計で議決権の 25%以上を保有する組織又は個人及びそれらの関係者が、その公開会社の直接又は間接の議決権保有割合合計が 35%、45%、55%、65%又は 75%以上となるさらなる株式の取得をしようとする場合
- (3) 合計で議決権の 75%以上を保有することとなった組織又は個人及びそれらの関係者が、残存株主からの要請に応じて、30 日以内に当該残存株主の保有する株式も取得しなければならない場合

なお、関係者の定義は、草案において現行法よりもさらに広範に定められ、対象となる会社のビジネスパートナーや主要顧客も当該会社の関係者に含まれる可能性がある。

その他、草案では、公開会社による自己株取得の制限、証券会社・ファンドマネジメント会社の企業登録証の取得義務などが新たに定められている。

[最初のページに戻る](#)

### III. 中近東

#### [アラブ首長国連邦](#)

##### 海外直接投資法の制定

アラブ首長国連邦（以下、UAE）は待望されていた Federal Law No. 19 of 2018 on Federal Direct Investment（以下、「海外直接投資法」）を制定した。これにより UAE は外国投資家にとってより開かれた市場となり、中東地域における外国投資の拠点としての同国の地位はより強化される。海外直接投資法の制定は、UAE が 2018 年 5 月に発表した同国に対する外国投資の活発化に関する計画に基づくものである。

##### 1. 外国資本 100%の会社が許容されるか

海外直接投資法により、全ての分野又は全ての申請者に対してではないものの、外国資本 100%となる会社も許容されるようになることが期待されている。外国資本 100%の会社が許容されるか、UAE のエンティティとのジョイント・ベンチャー形式を取ることが必要となるかについては、内閣の決議により決せられることになるが、当該決議はいまだ行われていない。

##### 2. 海外直接投資法の所管

海外直接投資法により新たに、経済大臣が議長となる海外直接投資委員会、及び、連邦経済省が設立する海外直接投資ユニットが導入される。海外直接投資委員会は、同法の執行に関連する事項（海外直接投資法の管轄事項、及び同法に基づく利益に関する事項を含むが、それに限られない。）につき内閣へ提言を行う。また、海外直接投資ユニットは、UAE への海外直接投資に関する戦略及び政策の立案を行う。加えて、各首長国の関連当局が、各首長国における海外直接投制度運営を行う。

##### 3. 海外直接投資法により利益を受けるエンティティ及び事業

海外直接投資法の適用対象となるエンティティの種類・形態、及び適用対象となるエンティティが同法に基づいて遵守すべき最低資本要件は、いまだ内閣により決議されていない。もっとも、UAE 政府は、適用を受ける事業及び

産業、並びにそれらを海外直接投資として行うことが許される首長国を特定するポジティブリストを発行することを予定している。

他方、海外直接投資法は、海外直接投資制度において行うことができない13の事業（安全保障及び軍事関連事業、オイル及びガスの採掘及び精製、銀行・金融業、保険・郵便・電子通信・輸送事業、並びにエージェンシー業等が含まれる。）から構成されるネガティブリストを導入している。また、海外直接投資制度に基づいてフリーゾーンカンパニー（100%外資等のフリーゾーン内のみ設立することが許される企業）を設立することはできない。

さらに、海外直接投資法は UAE において外国資本の概念を初めて定義した。海外直接投資法における外国資本の概念には、①UAE 国外から送金されて海外直接投資プロジェクトに用いられる金銭、②UAE 国内に対する外国投資に基づき生じる収益、③内閣により特定される一定の外国及び国内の金融証券、並びに、④海外直接投資プロジェクトに用いられる固定資産及び知的財産権等が含まれる。

#### 4. 海外直接投資法から得られる利益

海外直接投資法に基づいて設立された会社は、法令上許容される範囲で、UAE 本国の会社に与えられるのと同様の扱い及び利益を享受することができる。また、同法は、投資家が本国へ投資資金を回帰する自由に関する慣習的な権利を認め、保証している。さらに、同法は、裁判所の判断による場合を除き、公益目的による収用からの資産の保護、海外投資家による不動産の継続的な使用の保証、海外直接投資プロジェクト用資産の押収の禁止を規定している。加えて、海外直接投資プロジェクトが承認されれば、法律の適用除外等のさらなる利益を享受することができる。

海外直接投資法は海外直接投資プロジェクトの承認に関して迅速な手続を定めており、担当当局はプロジェクトへの申請から承認まで5日で行わなければならない。また、同法は申請を却下された申請者のための異議手続も置いている。

海外直接投資プロジェクトに関する紛争は裁判外紛争解決手続（ADR）により解決することができ、同プロジェクトに関する裁判事件も迅速に進められなければならないこととされている。

海外投資においては申請者の秘密性が重要であることに鑑み、海外直接投資法は、海外直接投資プロジェクトにおける技術、金融、経済、及びビジネスに関する機微情報を漏洩した者に対して、懲役刑や AED10 百万以下の罰金等の厳格な処罰を科する。

#### 5. 今後の課題

海外直接投資法は UAE 本国の市場開放に向けた重要な発展となるが、産業及び事業活動に関するポジティブリスト、許容される会社形態、産業ごとの外国資本の割合の限度、各首長国における要件、及び商業会社法の適用除外の可能性等、いまだ対応を必要とする多数の重要事項が残っている。

海外直接投資法に基づき、伝統的なジョイント・ベンチャー形式により設立された既存の国内外資企業が海外直接投資の指定に申請できるのか、また、当該申請が受諾された場合の効果は何かという点も、完全には明らかになっていない。

内閣はこれらの事項に対処し、さらなる情報を提供することが期待される。

[最初のページに戻る](#)

本ニューズレターに  
関するお問い合わせ先

[global.update@bakermckenzie.com](mailto:global.update@bakermckenzie.com)

ベーカー & マッケンジー法律事務所  
(外国法共同事業)

〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

© 2018 Baker & McKenzie. ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) はベーカー & マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 及びベーカー & マッケンジー インターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー & マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。